

湯河原町景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 6 日

湯河原町長 内藤喜文

### 湯河原町規則第 7 号

湯河原町景観条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町景観条例施行規則（平成19年湯河原町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（景観整備機構の指定等）

第11条 法第92条第1項に規定する景観整備機構（以下「機構」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観整備機構指定申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 組織及び運営に関する事項を記載した書面
- (3) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請の日の属する事業年度の前年度の事業報告書及び収支決算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、この限りでない。
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観整備機構指定等通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

3 法第92条第3項の規定による変更の届出は、景観整備機構変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

4 法第95条第3項の規定による機構の指定の取消しは、景観整備機構指定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

様式第7号の次に次の4様式を加える。

様式第8号（第11条関係）

景観整備機構指定申請書

年 月 日

湯河原町長 様

所在地  
申請者 名称  
電話番号

景観法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

景観整備機構の名称	
景観整備機構の住所 又は事務所の所在地	
景観整備機構として行おうとする業務の内容	
備 考	

添付書類

- 1 定款の写し及び登記事項証明書
- 2 組織及び運営に関する事項を記載した書面
- 3 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 4 申請の日の属する事業年度の前年度の事業報告書及び収支決算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、この限りでない。
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

景観整備機構指定等通知書

第 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のあった景観整備機構の指定については、次のとおり決定しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 指定する <input type="checkbox"/> 指定しない
指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年      月      日      第      号
景観整備機構の名称	
景観整備機構の住所 又は事務所の所在地	
景観整備機構として行おうとする業務の内容	
指定しない理由	

様式第10号（第11条関係）

景観整備機構変更届出書

年 月 日

湯河原町長 様

所在地  
申請者 名称  
電話番号

年 月 日第 号により指定を受けた景観整備機構に変更が生じたため、湯河原町景観条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観整備機構の名称		
景観整備機構の住所 又は事務所の所在地		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

様式第11号（第11条関係）

景観整備機構指定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

景観法第95条第3項の規定により景観整備機構の指定を取り消しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第4項の規定により通知します。

景観整備機構の名称	
景観整備機構の住所 又は事務所の所在地	
指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
指定取消年月日	年 月 日
指定取消理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。